

評価基準（プロポーザル方式）

委託業務名：令和8年度佐賀県特定保健指導力向上人材育成事業業務委託

評価項目	評価基準	配点
1 基本的要件		30
業務目的等の理解度	・本事業の目的や内容について理解したうえで、実施内容や取組手法が提案されているか	10
実施方法	・業務実施のスケジュールは妥当か ・各種調整や打ち合わせ機会を十分に確保しているか	10 10 20
2 実施体制等の評価		75
実施主体の適格性	・市町が実施する特定保健指導に関する専門的知識・知見を持っているか ・医学的基礎知識（疾病や病態に関する知識）、行動変容技法は最新のガイドライン等を踏まえたエビデンスに基づく内容であるか	10 10 20
実施体制	・事業目的達成のために必要な体制、及び人員は確保されているか ・業務責任者の経験・知見はあるか（行政との連絡体制・調整力があるか）	10 10 20
個人情報保護	・業務で取り扱う情報や個人情報の取扱いに関する理解が十分で、情報漏洩等の事故を防止する体制があるか	5 5
類似業務の実績	・過去に行政委託事業で同種・同規模の特定保健指導関連の研修委託事業を適切に完了した実績があるか ・過去に行政委託事業で教材（保健指導教材・自主学習動画等）の制作の実績があるか	15 15 30
3 企画内容に対する評価		50
提案	・仕様書に記載の業務内容について全て提案されているか	5 5
基本的な考え方	・研修会の対象となる初任者（経験年数1～5年目）に配慮したカリキュラム設計となっているか、また、実践につながる研修設計となっているか。	20 20
教材（資料や動画）の質	・現場で活用しやすい実用性のあるものとなっているか。また、自主学習教材としての継続可能性があるか	15 15
その他	・提案内容は、現実的に本事業の成果を高めるために有効なものであるか	10 10
4 効果検証に対する評価		30
効果検証方法	・研修前後のスキル変化を測る評価方法が提示されているか ・教材の活用状況を把握する仕組みが提示されているか ・事業の成果・課題の整理や次年度事業への助言を行う計画が提示されているか	10 10 10 30
5 価格点		15
経費の妥当性	・見積の算出や予算の配分は適切であり節減が図られているか ・見積内訳に不自然な項目は無いか	15 15
総合		200

※最低基準点は、各審査員の評価の総計点の合計点の6割（480点）とする。